

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

| 連番 | 件名            | 納入(履行)場所 | 納期(履行期限) | 見積依頼書公表日 | 見積書提出期限       | 見積合わせの日時      | 防衛省競争参加資格 | 備考                    |
|----|---------------|----------|----------|----------|---------------|---------------|-----------|-----------------------|
| 66 | 施設器材の据付等役務(2) | 海田市駐屯地   | 7.9.30   | 7.7.4    | 7.7.16 09時00分 | 7.7.16 09時00分 | 無し        | 市価調査書期限 7.7.14 12時00分 |
|    | 以下余白          |          |          |          |               |               |           |                       |
|    |               |          |          |          |               |               |           |                       |
|    |               |          |          |          |               |               |           |                       |
|    |               |          |          |          |               |               |           |                       |
|    |               |          |          |          |               |               |           |                       |

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先  
〒736-0053  
住所:広島県安芸郡海田町寿町2-1  
契約機関名(担当):陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 森新(もりしん)  
電話番号(内線):082-822-3101(内2342)  
FAX番号:082-823-4226

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

# 市場価格調査書

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親 殿

1. 件 名 : 施設器材の据付等役務(2)

2. 金 額 : \_\_\_\_\_ (消費税含まない)  
(貴社様式の内訳書添付)

3. 規 格 : 仕様書のとおり

4. 数 量 : 1 ST

5. 場 所 : 陸上自衛隊海田市駐屯地

6. 納 期 : 令和7年9月30日

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信御願い致します。

提出期限: 令和7年7月14日(月)12時まで

FAX:082-823-4226

住 所

会 社 名

代表者氏名



# 見 積 書

令和7年7月16日

分任契約担当官  
陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親 殿

1. 件 名 : 施設器材の据付等役務(2)

2. 金 額 : \_\_\_\_\_ (消費税含まない)

3. 規 格 : 仕様書のとおり

4. 数 量 : 1 ST

5. 場 所 : 陸上自衛隊海田市駐屯地

6. 納 期 : 令和7年9月30日

1. 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。
2. 当社は、「暴力団排除に関する誓約書」に定める事項について誓約いたします。
3. 対価の支払の時期: 契約の履行後、国が適法な支払請求書を受理した日から30日以内

住 所

会 社 名

代表者氏名

代理人氏名



| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 |  |            |               |
|-----------------|--|------------|---------------|
| 物品番号            |  | 仕 様 書 番 号  |               |
| 施設器材の据付等役務（２）   |  | GE-Z000003 |               |
|                 |  | 防衛大臣承認     | 令和 年 月 日      |
|                 |  | 作 成        | 令和5年12月5日     |
|                 |  | 変 更        | 令和 年 月 日      |
|                 |  | 作成部隊等名     | 海田市駐屯地業務隊 補給科 |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊海田市駐屯地において使用する施設器材の据付等役務（以下，“役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001AA及びGLT-CG-Z500002Qによる。

#### 1.2.1

#### 据付

施設器材の設置及び設置に関わる調整並びに機能点検等の総称をいう。

#### 1.2.2

#### 派遣員

官側の施設等において、据付を実施する物をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

## 2 役務に関する要求

### 2.1 据付実施場所・期間

据付実施場所・期間については、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 役務内容

#### 2.2.1 据付機器

据付機器は、官給する整備機器とし、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2.2 作業内容等

作業内容は、表1による。

表1－作業内容

| 添付書類  | 内 容                            |
|-------|--------------------------------|
| 事前点検等 | 設置作業前、据付機器の外観目視点検（軽微な機能点検等含む。） |
| 設置作業等 | 据付機器の設置等（取外し・調整含む。）            |
| 機能点検  | 設置作業終了後、据付機器の機能点検（機能試験を含む。）    |
| その他   | その他契約に際し、別に指示する事項              |

### 2.2.3 使用器材等

据付に必要な器材等は、契約の相手方が準備するものとする。

### 2.2.4 部品・副資材

据付に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

### 2.2.5 据付要領など

据付けに関する技術的な諸調整は、契約の相手方の責任において実施するものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 機能点検

機能点検は、調達要領指定書によって特に示す場合を除き、当該機器製造会社の取扱説明書にもとづき、作動状況が正常であることを確認し、官側立会いの下に実施するものとする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2－提出書類

| 番号 | 書類名            | 部数 | 提出先 | 提出時期        | 注記           |
|----|----------------|----|-----|-------------|--------------|
| 1  | 工程表            | 1  | 監督官 | 契約後速やかに     | 様式は、社内規格による。 |
| 2  | 点検成績表（耐圧検査の結果） |    |     | 機能点検終了後速やかに |              |
| 3  | 作業写真           |    |     | 機能点検終了後速やかに |              |
| 4  | 作業記録（役務完了調書）   |    |     | 各日の作業終了後    | 様式は、図1による。   |

## 4.2 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地等への立入りに際しては、当該駐屯地等所定の立入手続を行うものとする。
- b) 駐屯地等の中で作業を行う場合、駐屯地等内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地等関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該地域以外への立入を必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。
- c) 現場の風紀・衛生及び盗難防止について必要な処置を施すとともに、請負者の責任において管理すること。
- d) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同等とする。

## 4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに派遣員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

## 4.4 その他

その他は、次による。

- a) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地等管理者との調整によって所要の手続をとるものとする。
- b) 役務で発生したこん包材、産業廃棄物は契約の相手方が処分するものとする。
- c) 契約の相手方は、検査その他に必要な技術資料を、官側の要求によって閲覧に供するものとする。
- d) その他で示す特記事項については、調達要領指定書によって指定する。

## 4.5 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等の申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。



|         |              |               |
|---------|--------------|---------------|
| 調達要領指定書 | 調達要求書発簡番号    |               |
|         | 調達要求番号       | 5RMC1A00049   |
|         | 調達要求年月日      | 令和7年7月2日      |
|         | 作成部課         | 海田市駐屯地業務隊 補給科 |
|         | 作成年月日        | 令和7年7月2日      |
| 品名      | 施設器材据付等役務(2) |               |
| 仕様書番号   | GE-Z000003   |               |

指定事項：

#### 2.1 据付実施場所・期間

- a) 広島県安芸郡海田町寿町2番1号(陸上自衛隊海田市駐屯地)
- b) 据付実施場所については、3号隊舎(第13施設隊)3箇所
- c) 期間については、締結日～令和7年9月30日(内3日間予定)

#### 2.2.1 据付機器(取外)

表1-据付機器・取外機器(3号隊舎1F、第13施設隊)  
(小隊事務室)新品

| 種別 | 品名・規格                          | メーカー | 数量 | 備考                                    |
|----|--------------------------------|------|----|---------------------------------------|
| 据付 | 冷暖房兼用空気調節装置(壁掛2.5馬力三相200V)等一式  | 日立   | 1組 | 室内機 RPK-GP63KA<br>室外機 RAS-GP63RSH3(J) |
| 取外 | 冷暖房兼用空気調節装置(壁掛2.5馬力三相200V相)等一式 | 三菱   | 1組 | 室内機 FDKVXP633GAG<br>室外機 FDCXP634HAG   |

設置場所(高さ×2m、窓側からの横幅×1m)

冷媒配管被覆銅管(規格は機器の仕様による)×5m

ドレン菅(VP20程度)×5m

樹脂カバー×5m【参考としてSD100】

内外渡線(EM-E EF1.6mm程度)×5m

アース線(EM・JE1.6m程度)×5m

ブロック基礎×2台

※ 既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し(撤去)とし、業者側が産廃廃棄物として処分する。

※ 空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ。



表 2-据付機器・取外機器（3号隊舎1F、第13施設隊）  
（施設作戦室）新品

| 種別 | 品名・規格                             | メーカー | 数量 | 備 考                                   |
|----|-----------------------------------|------|----|---------------------------------------|
| 据付 | 冷暖房兼用空気調節装置（床置<br>2.5馬力三相200V）等一式 | 日 立  | 1組 | 室内機 RPV-GP63KA<br>室外機 RAS-GP63RSH3(J) |
| 取外 | 冷暖房兼用空気調節装置（床置<br>2.5馬力三相200V）等一式 | 三 菱  | 1組 | 室内機 FDKVXP633GAG<br>室外機 FDCXP634HAG   |

設置場所（高さ×50cm、窓側からの横幅×50cm）

冷媒配管被覆銅管（規格は機器の仕様による）×5m

ドレン菅（VP20程度）×5m

樹脂カバー×5m【参考としてSD100】

内外渡線（EM-E EF 1.6mm程度）×5m

アース線（EM・JE 1.6m程度）×5m

プラロック基礎×2台

※既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し（撤去）とし、業者側が  
産廃廃棄物として処分する。

※空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ。

表 3-据付機器・取外機器（3号隊舎1F、第13施設隊）  
（施設作戦室）新品

| 種別 | 品名・規格                             | メーカー | 数量 | 備 考                                   |
|----|-----------------------------------|------|----|---------------------------------------|
| 据付 | 冷暖房兼用空気調節装置（床置<br>2.5馬力三相200V）等一式 | 日 立  | 1組 | 室内機 RPV-GP63KA<br>室外機 RAS-GP63RSH3(J) |
| 取外 | 冷暖房兼用空気調節装置（床置<br>2.5馬力三相200V）等一式 | 三 菱  | 1組 | 室内機 FDKVXP633GAG<br>室外機 FDCXP634HAG   |

設置場所（高さ×50cm、窓側からの横幅×50cm）

冷媒配管被覆銅管（規格は機器の仕様による）×5m

ドレン菅（VP20程度）×5m

樹脂カバー×5m【参考としてSD100】

内外渡線（EM-E EF 1.6mm程度）×5m

アース線（EM・JE 1.6m程度）×5m

プラロック基礎×2台

※既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し（撤去）とし、業者側が  
産廃廃棄物として処分する。

※空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ

#### 4.4 その他（特記事項）

- a) 期間中、施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において賠償すること。
- b) 電気及び水道は、請負者の負担とする。
- c) 配管線等の撤去については、冷媒管・スリムダクト・電気配線も含む。
- d) 機器の撤去の際はガス回収も含む。
- e) 撤去した冷媒管・空調機の有価物については、官側に引継ぐ。
- f) 原則、既設と同様に据え付けるものとする。ただし、既設と設置型式や相種が異なる場合は、適宜必要な処置を図るものとする。
- g) 1次側電源線は既存を利用するものとする。
- h) 2次電源及び貫通孔は、新規に工事する。
- i) 冷媒管は配管接続完了後、高圧ガス保安法、「冷媒保安規則関係例示基準」「冷凍空調設置の施設基準」（高圧ガス協会）等に定めるところにより、窒素ガス、炭酸ガス、又は乾燥空気等を用いて気密試験を行う。気密試験後は、全系統の高真空蒸発脱水処理を行うこと。
- j) 電気配線完了後、絶縁抵抗試験及び動作試験を行うこと。
- k) 請負者は契約前に必ず現地確認を実施すること。
- l) 撤去した機器については、官側が示した場所に集積すること。